事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する内陸部の古丹別市街地地域において、

0. $5m\sim3m$ 未満の浸水が、また、商業地域については10%程度の範囲で同様の浸水被害が予想されている(参照: 苫前町防災マップ P22, P23)。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、苫前港地区は漁業、水産加工業の多くが集まっているが、背後が斜面や丘陵地帯であることから、広い範囲でがけ崩れや地すべり危険箇所となっている(参照:苫前町防災マップP12)。

(地震: J-SHIS 及び地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は3%以下となっているが、平成16年12月にはマグニチュード6.1、 震度5強の地震が発生している。町の地域防災計画では過去に発生した地震履歴等から予測しマグニチュード6.9の地震を想定している(参照:苫前町地域防災計画 地震・津波災害対策編P222)。

(津波:地域防災計画)

北海道が行った津波浸水予測図の結果を勘案して作成した町の地域防災計画では苫前港地区をはじめとする日本海沿岸部の集落で最大遡上高3.78m、予想到達時間は78分となっている(参照:苫前町地域防災計画地震・津波災害対策編P223)。

(その他)

町内、内陸部の2級河川古丹別川流域は過去に何度も水害に見舞われ、古丹別市街地についても内水氾濫等が発生していたが河川改修が進み、商業地での被害は殆ど発生しなくなっている状況である(参照: 苫前町地域防災計画 資料編 P7~P13)。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 140人(独自データ)平成31年4月末日現在

・小規模事業者数 135人(経済センサス)平成26年調査結果

[内 訳]

	業	種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商	建	設	業	3 0	2 9	市街地内陸部に広く分散している
_	製	造	業	1 4	1 4	海岸部に多い
	小	売	業	2 6	2 6	市街地全域に広く分散している
業	飲	食	業	2 2	2 2	IJ.
者	サー	ービフ	業	2 6	2 5	IJ
11	そ	の	他	2 2	1 9	IJ

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年 月	備考
防災計画の策定	S40. 4	HO2.3 H26.9 改定
防災マップの発行	H21.6	H30.3 改訂
防災訓練の実施	4 回	H21.9 H25.9 H30.10 R01.9
防災備品の備蓄	R01. 9	別添資料(苫前町防災資機材・備蓄品)による

2) 当会の取組

項目	年月	備考
町内会が実施する防災訓練への参加及	H26.9月	毎年9月第1土曜日実施し、20名程
び協力	~毎年1回	度参加
中小企業強靭化法及び火災共済制度の	R01.9月	広報記事掲載
周知		

2 課題

- ・地域防災計画では、防災組織としての商工会の役割は決まっているが、災害発生時に 対策本部等関係機関との連絡調整がスムーズに行なわれ、それが事業者にうまく伝わ るか不安である。
- ・被災事業者に対する経営指導等の経験が少なく、大規模な災害が発生した場合、事業 者への適切な対応が可能か。
- ・商工会事務所が被災した場合を想定した対策が不十分である。

3 目標

- ・災害発生前より関係機関との間で継続的に連絡調整を行い、災害発生時の対応を確認 するとともに、事業者への連絡手段をリスト化し、災害発生時には事業者へスムーズ な情報伝達が出来るようにする。
- ・大災害からの復興についての成功例を学び、災害発生時の経営指導について準備する。
- ・商工会 BCP 計画を策定し、被災を想定した準備を行い、事務所が被災した際は計画に 則り行動する。

○成果目標

	业任	商工業者数	小規模事業者数	策定目標(事業継続力強化計画)						
	業種	(独自データ)	(経済センサス)	R2	R3	R4	R5	R6		
商	建設業	3 0	2 9	1	1	2	2	2		
_	製 造 業	1 4	1 4	1	0	1	1	0		
工	小 売 業	2 6	2 6	1	1	1	0	1		
業	飲食業	2 2	2 2	1	1	0	1	1		
者	サービス業	2 6	2 5	0	1	1	0	0		
71	その他	2 2	1 9	1	1	0	1	1		
	合 計	1 4 0	1 3 5	5	5	5	5	5		

○実施目標

項目	目的		標
防災に対する知	地域防災計画及びハザードマ	防災訓練の実施	年1回
識の習得	ップを周知し、災害に対するリ		
一 戦の日付	スクを認識させる	セミナー開催	年1回
災害後の経営指	大災害後、発展を遂げた事業所	該当講習の受講	
導に対する知識	の経営を学び、対応する職員の	及び職員勉強会	年1回
の習得	レベルアップを図る	の実施	
災害に役立つ情	損害保険や事業継続力計画策	関連パンフレッ	
報の提供	定の必要性について事業所へ	ト等の発送及び	年3回
報の使用	情報提供を行う	HPへの掲載	
保険・共済に対	保険、共済に対する指導を行な	保険会社と共同	年1回
する助言	える職員の育成	で勉強会開催	十1四
	非常用飲料の備蓄	飲料用ペットボ	約 200 本を随時補給
防災備品の強化		トル	
	通信手段の確保	非常用電源	1台

4 その他

- ・事業継続力強化支援計画のフォローアップを年1回程度実施し、状況や環境の変化に 対応するよう計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 5 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)
- 6 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当会と苫前町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

苫前町	苫前町商工会			
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業			
事業継続力強化計画策定に係る	継続力強化計画策定支援・			
助言・指導	フォローアップ			
災害リスク	クの周知			
関係団体と	この連携			
防災訓練の実施				
応急対策時の対策	策及び復旧支援			

(1) 事前の対策

- ・平成26年9月に改定された苫前町地域防災計画及び平成30年3月に発行された苫前町防災マップを熟知し、本計画との整合性を図り、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時に、防災マップ (ハザードマップ) 等を用いながら、事業所の立地場所に 対する自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策 (万一の事業休業 に備え、損害保険や共済加入等) について説明する。
 - ・当会が発行する広報誌やホームページ、町の広報誌で本計画を公表するほか、国、道の 施策の紹介や、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや各種 保険の紹介等を実施する。
- イ. 商工会の事業継続計画の策定
 - ・ 当会は令和3年4月までに事業継続力計画を策定予定。
- ウ. 関係団体等との連携
 - ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施し、関係機関へのセミナー等の共済依頼を行う。
- エ. フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認(年1回実施)

業	新工業者数 //規模事業者数 業 種				策定件数				フォローアップ回数				
未	俚	(独自データ)	(経済センサス)	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設	業	3 0	2 9	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
製造	主業	1 4	1 4	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0
小売	業	2 6	2 6	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
飲食	業	2 2	2 2	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1
サーヒ	ズ業	2 6	2 5	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
そ O.	他	2 2	1 9	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1
合	計	1 4 0	1 3 5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震・特別警報)が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて必要に応じて実施
訓練协会	発災後の連絡手段等の確認
訓練内容	発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	苫前町商工労働観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじ め当町商工労働観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。
- ア. 応急対策の実施可否の確認
 - 発災後1時間以内に職員とその家族の安否確認を行う。
 連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール (ショートメール・E メール等) ③SNS (LINE・メッセンジャー)
 ④徒歩等
 - ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を 活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・苫前町災害対策本部の方針に従い、当町商工労働観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大	
	であると予想される場合	
出勤	・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員
	・予想されない重大な災害が発生したとき	l
	・気象特別警報が発表されたとき	
荷女 元十:	・局地的な災害が予想されるとき又は災害が発生したとき	入 聯号
警戒	・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	全職員
	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害	事效日目
準備	の発生が予想されるとき	事務局長
	・町内に震度4の地震が発生したとき	経営指導員

・本計画により、当会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

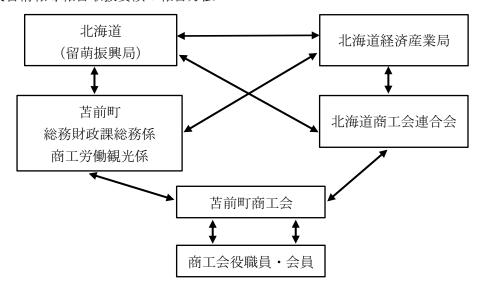
発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて随時共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法に て、留萌振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- •被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 苫前町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

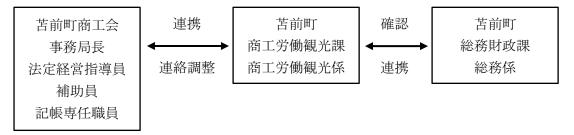
(6) その他

- ・本計画は、苫前町・苫前町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和1年12月末現在)

1 実施体制(商工会と関係市町村の共同体制)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 森 慶大(連絡先は下記3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。
- 3 商工会、関係市町村連絡先
- (1) 商工会

苫前町商工会

〒078-3621 北海道苫前郡苫前町字古丹別187番地

Tel: 0 1 6 4-6 5-4 1 2 1
Fax: 0 1 6 4-6 5-3 3 7 2

E-mail: tomamae@coral.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

苫前町商工労働観光課商工労働観光係

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1

Tel: 0 1 6 4-6 4-2 2 1 2 Fax: 0 1 6 4-6 4-2 1 4 2

E-mail: shokorodokanko@town.tomamae.lg.jp

- 4 その他
 - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額		2 5 6	5 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0
	・専門家派遣費	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
	・セミナー開催費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
	・パンフレット等	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5
	作成・送付費					
	・講習会参加旅費	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1
	・防災備品の購入費	2 0	3 0 4	4	4	4

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国補助金、地方公共団体補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。